

「シクロピラニル農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>一朝一夕の話で無いことは百も承知で薬を撒くことは土壌と水へ少なからず影響を及ぼすものです</p> <p>そして植物の在り方を考えたとき様々複雑な関係性の中で生長するものであって目的外の"雑草"を安易に取り除くことは植物の健康的な成育を妨げるものと考えべきです</p> <p>人は環境の一部です</p> <p>土と水を汚し健康を損ねた植物を育てて何がしたいんでしょう？</p>	<p>農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康及び環境に対する安全を確保することが必要です。このため、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づいて、安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。そのため、定められた使用方法に従って農薬を使用する限り、安全性に問題が生じることはないと考えております。</p>
2	<p>「シクロピラニルは、2023年6月時点で、海外で登録及び申請されていない。」ようですが、そのような農薬を、世界に先立って使用するのをやめてください。事前の評価だけでは、蜜蜂の生態系にどのような悪影響が出るかわかりません。悪影響がでてから中止しても手遅れになりかねません。</p>	<p>農薬のミツバチへの影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、ミツバチの農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入し、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内のミツバチ（成虫及び幼虫）への影響を考慮する等、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしています。具体的な評価法については、外部有識者を構成員とする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、定めております（当該評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照）。</p> <p>なお、個別の農薬の登録にあたっては、当該評価法及び我が国において申請された使用方法等に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、ミツバチへの影響評価に係る審議を行っているところです。</p>

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。